

障害者を対象とした会計年度任用職員の募集（議会局）

1 勤務条件等

議会局で、障害者を対象とした会計年度任用職員を募集します。

(1) 勤務場所

川崎市議会局

郵便番号 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎22階

JR川崎駅から約600m

京急川崎駅中央口から約400m

(2) 勤務場所の変更の範囲

変更なし

(3) 業務内容

資料印刷・複写、シュレッダー、資料スキャン、会議室等設営・清掃等、データ入力、資料等仕分け・配布、文書集配、湯茶、議会中継映像データ複写、SNS投稿、ホームページ更新、会議録検索システムアクセスログの解析、委員会等開催アナウンス等

(4) 業務内容の変更の範囲

変更なし

(5) テレワーク勤務の有無

原則なし

(6) 任用期間

令和6年6月1日（土）から令和7年3月31日（月）まで

※能力実証の結果が良好である場合に、連続4回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

(7) 試用期間

原則として1か月

※地方公務員法が適用されるため、条件付きでの採用となり、採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は条件付採用期間が延長されることがあります。

(8) 勤務日

月曜日から金曜日までの週 5 日

(9) 勤務時間

午前 9 時から午後 4 時まで

(10) 休憩時間

正午から午後 1 時まで

(11) 所定外労働の有無

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

(12) 休日

勤務日以外の日。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）の勤務はありません。

(13) 給与等

月額 153,478 円（予定）

- ・地域手当を含みます。
- ・川崎市での勤務経験により金額が加算されることがあります。
- ・原則当月分を当月 21 日に支払
- ・通勤費相当額 月額 55,000 円を上限とした認定額（自宅から職場まで 2km 未満不支給）
- ・時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払
- ・上記のほか、期末手当・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(14) 健康保険等の適用の有無

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用有り。

2 応募要件

次の要件をすべて満たす方

(1) 平成 18 年 4 月 1 日以前に生まれた方

(2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている方

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳（愛の手帳）
- ・児童相談所又は更生相談所等による知的障害があることの判定書
- ・精神障害者保健福祉手帳

※ 申込受付期間に交付申請中の場合は申込ができません。

申込から採用までの間において、手帳等の提示を求めることがあります。その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できません。

なお、障害者雇用状況調査のため、採用後に手帳等の提示を求めることがあります。

※ 次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 選考等

(1) 募集人数

1 名

(2) 選考方法

ア 選考日時・会場・合格発表

	選考科目・日時	会場	合格発表日
第 一 次 選 考	【実技試験】 令和 6 年 3 月 12 日（火） 又は 令和 6 年 3 月 13 日（水） ※集合時間や会場の詳細は、受験票にて 通知します。	【川崎市役所本庁舎】 (川崎市川崎区宮本町 1 番地)	3 月 15 日（金） (予定)
第 二 次 選 考	【面接試験】 令和 6 年 3 月 25 日（月） 又は 令和 6 年 3 月 26 日（火） ※集合時間や会場の詳細は、第一次選考 合格者に別途通知します。	【川崎市役所本庁舎】 (川崎市川崎区宮本町 1 番地)	3 月 29 日（金） (予定)

※注意

- ・ 受験に際しては、受験票、身体障害者手帳など応募要件で該当する手帳等、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムを持参してください。
- ・ 第 1 次選考合格者及び最終合格者には合格発表日に文書で通知を発送します。また、合格発表日の

午前10時(予定)に本市ホームページに合格者の受験者番号を掲載します。

イ 選考内容

選考科目	内容
実技試験 (書類評価含む)	パソコンを使用して、文字入力やデータ入力、軽作業等実際の作業に必要な作業を行います(申込書等の内容について合わせて評価します。)
個別面接	就労意欲やコミュニケーション能力等を確認し、総合的に適任者を選考します。

ウ 受験手続

申込先	<p>川崎市議会局総務部庶務課 所在地：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎22階</p> <p>【郵便で申し込む場合】 宛先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市議会局総務部庶務課 宛て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封筒の表に「障害者を対象とした会計年度任用職員選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ・簡易書留以外での郵便事故については、一切責任を負いません。 <p>【持参により申し込む場合】 必ず事前に電話又はメールにて御連絡の上、申込者本人が、上記の議会局総務部庶務課まで申込書類一式を御持参ください。(受付時間：平日 午前8時45分～正午、午後1時～午後5時)</p> <p>【電子申請で申し込む場合】 下記の提出書類ア及びイをスキャンし、PDFデータにしたうえで、申込フォーム(https://logoform.jp/form/FUQz/497063)から送信してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の2次元コードからも申込みできます。 
提出書類	<p>ア 申込書(6か月以内に撮影した顔写真を貼付してください。)</p> <p>イ 障害者手帳等の見開きのページ(手帳の場合は顔写真の貼付のある面)の写し(応募資格の確認に使用します。)</p> <p>ウ 【持参・郵送の場合のみ】84円切手(受験票を送付する際に使用します。)</p>
受付期間	<p>令和6年2月15日(木)～令和6年2月29日(木)(必着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込受付期間後の申込は受理することができませんので、御注意ください。

受験票	受験票は、申込書の提出後、選考日までに本人あてに送付します。(電子申請の場合は Web フォームに記載のメールアドレスに送ります。) 選考日前日までに受験票が到着しない場合には、川崎市議会局総務部庶務課(電話044-200-3354)に、3月11日(月)の15時までに電話で連絡してください。
-----	--

4 その他

- (1) この選考において提出された書類は、採用選考及び採用手続きに使用します。また、提出書類は返却しません。
- (2) 受験に際して市が収集する個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
- (4) 受験に際し配慮(就労支援機関職員が面接時に同席等)を希望する場合は、申込書の「有」を○で囲んで、具体的に記載してください。また、電話やメール等で御相談いただくことも可能です(就労支援機関職員が面接時に同席する場合でも、役割はあくまで補助者であり、できる限り面接対象である本人から話を聞かせていただきますので、御承知おきください。)
- (5) 本市以外の法人でのアルバイト等(兼業)は原則禁止していませんが、本市と兼業先との1週間の勤務(労働)時間の合計が38時間45分を超える任用は行いません。また、川崎市役所内部の兼業も原則不可です。

【お問い合わせ先】

議会局総務部庶務課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3354

ファックス：044-200-3953

メールアドレス：98syomu@city.kawasaki.jp